

別表第3（補助対象経費）

1 事業区分	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率	6 補助限度額
<p>1</p> <p>(1) 対面相談事業 (2) 電話相談事業 (3) 人材養成事業 (4) 普及啓発事業</p>	<p>・ひきこもり支援を通じて若年層の自殺防止対策につながる事業であること。</p> <p>・(1)及び(2)を行う者については、相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。</p> <p>・地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。</p> <p>① (1)から(4)までの事業を1つ以上行う者。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>② (1)の事業の実施とあわせて、その一環として以下の要件を満たすひきこもりの若者（おおむね40歳未満の者）及びその家族（この項において「当事者等」という。）の居場所を運営する者</p> <p>ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。 イ ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。 ウ ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。 エ ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、4半期ごとに知事に報告すること。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）並びに負担金</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>100万円</p> <p>200万円</p>
<p>2</p> <p>(1) ひきこもりの相談ができる環境づくり事業 (2) 居場所づくり事業 (3) 住民への相談窓口の周知等の広報事業 (4) 支援対象者の実態やニーズの把握事業 (5) 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築事業 (6) 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会の開催事業</p>	<p>・(1)から(6)の事業の開始又は拡充に必要な環境整備を行う場合。</p> <p>・(1)及び(2)を行う者については、相談への対応を行うとともに、地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと。</p> <p>・地域のひきこもり支援関係機関との連携体制を整えること。</p> <p>① (1)から(6)までの事業を1つ以上行う者。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>② 以下、アからエの要件で(2)の事業を行うことを必須とする。なお、(1)及び(3)から(6)までの取組は任意で実施することができる。</p> <p>ア 居場所及び家族の会等の活動の継続的な参加者として5人以上の当事者等が登録されていること。 イ ア居場所を原則として週4日（1日4時間以上）以上開設すること。 ウ ア居場所には管理者を常時1人以上配置すること。 エ ア居場所の開所時間、利用者及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、4半期ごとに知事に報告すること。</p>	<p>事業実施に必要な給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料（上記の経費に限る。）、使用料及び賃借料、備品購入費、並びに負担金</p>	<p>知事が必要と認められた額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>100万円</p> <p>200万円</p>

(注) 国庫負担(補助)制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。